

大阪市屋外広告物条例の一部を改正する条例案

大阪市屋外広告物条例（昭和31年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第8号を削る。

第7条第1項中「第2条第1項」を「第2条」に改め、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 人、動物、車両（電車及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車を除く。）又は船舶に表示するもの

第7条の2ただし書中「第4条第1項第7号及び第8号」を「同条第1項第7号」に改め、「地域及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の3 地方公共団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組（市規則で定めるものに限る。）に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第4条の規定は適用しない。

第17条第1項第3号中「(昭和22年法律第67号)」を削る。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

屋外広告物の表示等に係る禁止区域の範囲を改めるとともに、地方公共団体等が公共的な取組に要する費用の一部に充てるために表示し、又は設置する屋外広告物等について、当該禁止区域に係る規定を適用しないこととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市屋外広告物条例（抄）

(禁 止)

第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1)～(7) 省 略

(8) 官公署、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、研究所、図書館、美術館、科学館、博物館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館及び記念塔の敷地内

2 - 3 省 略

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当する広告物又は掲出物件については、第2条第1項及び第4条の規定は、適用しない。

(1)～(7) 省 略

(8) 人、動物、車両（電車及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車を除く。）又は船舶に表示するもの

(8) 省 略

(9)

2 省 略

第7条の2 政党、政治団体、労働組合その他の団体又は個人が政治活動又は労働組合活動のために表示する広告物で、市長が定めるものについては、第2条及び第4条の規定は適用しない。ただし、第4条第1項第7号及び第8号に掲げる地域及び場所、同条第2項各号に掲げる物件同条

(同項第4号に掲げる物件については、道路上に設置されているものに限る。) 並びに電及び

柱（道路上に設置されているものに限る。）に表示するものについては、この限りでない。

第7条の3 地方公共団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等が、その行う地域における公共的な取組（市規則で定めるものに限る。）に要する費用の一部に充てるため、広告主との契約に基づき表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、第4条の規定は適用しない。

(業務主任者の設置)

第17条 屋外広告業者は、本市の区域内において営業を行う営業所ごとに、次の各号のいずれかに該当する者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1)－(2) 省 略

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市が行う講習会の修了者

(4)－(5) 省 略

2 省 略